# 契約書

特定非営利活動法人クリエイト静岡 よいち友遊デイサービス

# 通所介護、及び第1号通所事業(通所介護相当サービス) 重要事項説明書

厚生労働省、静岡市が定める規定にもとづき、特定非営利活動法人クリエイト静岡・よいち友遊デイサービスが提供する通所介護サービス、および静岡市日常生活支援事業第一号通所事業における通所介護相当サービス(略称、総合事業)の内容に関する重要事項は次のとおりです。

# 1. 事業者の概要

介護保険事業所番号	2 2 7 4 2 0 1 4 5 4
事業所の名称	よいち友遊デイサービス
事業所の所在地	〒420-0949 静岡市葵区与一3丁目5-66
事業所の電話番号	$0\ 5\ 4-2\ 0\ 5-1\ 0\ 5\ 0$
法人の代表者	理事長 遠山 陽一朗
事業所の管理者	海野 貴子
サービス提供地域	静岡市葵区・駿河区

# 2. 職員の概要

	77.7						
				職員数	勤務形態	保有資格	
管理		者	1人	常勤兼務	介護福祉士		
生 活 相 談 員		員	3人	常勤兼務3人	介護福祉士3人		
看 護 !		職員	訓	4人	常勤兼務1人	看護師4人	
			机	貝		非常勤専従3人	
介護			職	戦 員	9人	常勤兼務3人	介護福祉士7人
ノ	丧	月月	相联	联 貝	9人	非常勤専従6人	初任者研修 2 人

(2024年5月1日現在)

# 3. 施設の概要

• 700	
定員	一般型 30人 (一般型)
食堂及び機能訓練室	116. 15 m²
浴室	一般浴槽 21.33 ㎡
その他の設備	静養室 14.22 m² 相談室 18.04 m²
	送迎車 6台

# 4. 営業日及び営業時間

月曜日~土曜日と国民の 祝日	営 業 時 間 8時15分 ~ 17時15分 サービス提供時間 9時25分 ~ 16時30分
日曜日	休業
年末年始12月30日~1月3日	利用者からの要望等で協議・確認した日は営業します。

# 5. サービスの概要

# (1) サービスの内容

- ①、通所介護の実施 ②、食事の提供 ③、入浴の介助 ④、送迎の提供
- ⑤、運動機能向上・口腔ケアの実施 ⑥、介護・生活相談、他事業所・医療機関等との 連絡と調整 ⑦、その他
- \*サービスの提供は「介護・支援計画」にもとづき懇切・丁寧におこないます。
- \*サービスの提供に用いる設備器具等については安全・衛生に万全を尽くします。

(2) サービス提供にあたって。

( ) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(-0)/2 - 0
プライバシーの	事業所職員は、業務上知りえた利用者およびその家族の秘密を厳守す
保護	る義務を負います。
事故発生時の対	迅速、誠実に対応いたします。また、万一の事故発生に備え、損害賠
応	償保険に加入しています。
病状緊急時にた	常時連絡が可能な体制をとります。
いする対応	連携医療機関 静岡田町診療所 054-253-9101
非常災害対策	適宜、防災計画にもとづく対応、及び避難訓練の実施等をおこないま
<b>非吊火舌刈</b> 束	す。 防災責任者 海野 貴子

- (3) 第三者評価については 第三者評価は受けていません
- 6. 利用料金
- (1) 利用料等の算定と請求
- ア.介護保険法及び静岡市が定める基準により、下記の利用料金を算定のうえ、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額を請求させていただきます。

基本単位 事業対象者・要支援1:1,798単位/月 要支援2:3,621単位/月

要 介 護 要介護1: 658 単位/回 要介護2: 777 単位/回

要介護 3: 900 単位/回 要介護 4:1,023 単位/回

要介護 5:1,148 単位/回

加算単位 サービス提供体制加算 事業対象者 要支援1:72単位/月

要支援 2:144 単位/月

要介護18単位/回

入浴介助加算:40単位/入浴1回につき(要介護のみ)

中重度者ケア体制加算:45 単位/日(要介護のみ)

中山間地域等提供加算 基本単位の 5%/回を加算します。

口腔機能向上加算(Ⅱ):160単位/回(要介護:月2回まで)

160 単位/回 (要支援:月1回まで)

\*介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)として、上記の合計単位数の80/1,000を加算します。

静岡市(6級地)では、10円27銭/単位を乗じた金額が利用料になります。

- \* 利用者の利用状況によって、介護報酬の規程にもとづき、各々の所定単位で必要な増額・減額計算もありえます。
- \* 短期入所等、他の施設で介護を受けている期間は、介護保険からの支払いは受けられません。

# イ. その他

食事代(600円/日)、おむつ代(実費)等は利用者の負担になります。

ウ. 利用者の都合により、当日の利用をキャンセルした場合、下記の料金をいただく場合があります。

利用当日の午前8時30分までに「利用キャンセル」の連絡がなかった場合の食事代

エ. 利用者の介護保険料滞納により被保険者証に償還払いの記載がある場合、利用者は当該費用の 全額を一旦支払うとともに、当事業所の発行する証明書で静岡市窓口において保険適用部分の所 定の払戻しを受けることができます。

#### (2) 支払い方法

利用料は月毎の支払・清算とし、翌月 15 日までに手交・送付される利用料金請求書により、翌月 末までにお支払いいただきます。支払い方法は、①現金、②預貯金口座からの自動引落のうちから、 いずれかを選択してください。

- 7. サービスの終了について。
- ア. 利用者の都合で終了する場合は、14日前までにその旨文書で申し込んでください。
- イ. 当事業所がやむをえない事情により当該事業を終了する場合は、30 日前までに利用者又はその 家族に文書にてその旨を連絡・通知します。
- ウ. つぎの場合は自動的にサービスを終了します。
  - ①、利用者が要介護、要支援及び事業対象者の状態から、自立と認定された時
  - ②、利用者が介護保険施設に入所した時
  - ③、利用者が亡くなった時
- 8. サービス提供にたいする苦情

当事業所がおこなった通所介護サービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、利用料金に関することなどお気軽に問い合わせ・相談してください。

当事業所の相談窓口 生活相談員 海野貴子、森口富美江、武田京子 電話 054-205-1050 なお、下記でも、行政機関の苦情相談窓口を開いております。

静岡市役所介護保険課(054-221-1377) 国民健康保険団体連合会(054-253-5590)

# 個人情報使用に関する説明書

利用者およびその家族の個人情報に関しては、個人情報保護の立場から、下記の目的以外の使用はおこないません。写真の使用に関しても下記のとおりです。どうしても使用の必要性が生じた場合には事前に事情を説明し、利用者等の同意がえられたうえで使用します。

#### 1. 使用する目的・場合

利用者のための居宅サービス計画にそって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整において必要な場合

\*但し、個人情報の提供は必要最小限度とし、その提供にあたって関係者以外にはもれないよう細心の注意をはらいます。

#### 2. 使用する期間

別途「通所介護サービス契約書 第3条」に定める期間と同じとします。

#### 3. 写真の使用について

個人の特定が可能な写真については、当事業所の広報紙や紹介のパンフレットなどに限って使用いたします。但し、個人名などの記載は差し控えます。

# よいち友遊デイサービス 通所介護サービス 契約書 ~通所介護・第1号通所事業(通所介護相当サービス)~

事業者(よいち友遊デイサービス)が利用者にたいして提供する通所介護サービスについて、次のとおり契約いたします。

## (契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限り自らの居宅において、その有する能力に応じて自立した 日常生活を営めるよう、そして事業者が利用者にたいし必要な日常生活上の世話及び機能訓 練をおこなうことにより利用者の家族の負担軽減をはかることを目的とする通所介護サービ ス(以下「サービス」という)について定めます。

## (通所介護の内容)

- 第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。その提供には 事業者の職員(介護職員・看護職員等)があたります。
  - 2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の要介護者、要支援者および事業対象者 の状態区分に応じて、また利用者の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は その意見にそって、利用者にサービスを提供します。

#### (契約期間)

第3条 この契約の期間は、20 年 月 日から本契約第11条が定める終了日までとします。

#### (通所介護計画)

- 第4条 事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている生活環境をふまえて、通所介護計画を作成します。
  - 2 管理者は、通所介護計画を作成した場合は、利用者又はその家族に通所介護計画の内容を 説明し、その同意を取りつけます。

#### (居宅介護サービス計画の変更の援助)

第5条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、利用者の担当介護支援専門員等に 連絡するなど、事業者として利用者にとって必要な援助をおこないます。

#### (サービス内容の変更)

第6条 利用者は、いつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用 者から変更の申し出があった場合は、この契約の目的に反する等変更を拒否する正当な理由 がない限り、サービス内容を変更するものとします。

#### (緊急時等の対応)

第7条 事業者の職員は、サービス提供時に、利用者に病変その他緊急事態等が生じた場合は、速 やかに利用者の家族、主治医への連絡をおこなうなどの必要な措置を講じます。

# (秘密保持義務)

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密厳守の 義務を負います。

- 2 事業者は、職員が退職後も正当な理由がなく在職中知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をえない限り、サービス担当者会議等においても利用者又はその家族の個人情報は使用しません。

#### (利用料金)

- 第9条 利用者は、介護保険法と静岡市が定めるところにより、事業者にたいしてこの契約が規定するサービス(介護保険法等適用部分)に要する費用の「利用者の負担割合証に記載された負担割合に応じた金額」を支払います。但し、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)がある場合は、利用者は一旦当該費用の全額を事業者に支払います。
  - 2 利用者は、介護保険法等適用範囲を超えたサービスの利用については、当該適用範囲外費 用の全額(10割)を支払います。
  - 3 第1項但書きにより、利用者が当該費用の全額を事業者に支払った場合、事業者は利用者 にサービス提供証明書を発行します。利用者は後日、この証明書を静岡市窓口に提示すれば、 所定の払戻しを受けることができます。
  - 4 事業者は利用者にたいして、食事代、おむつ代・実費等、その他日常生活において通常必要とされる諸費用の支払いを請求します。
  - 5 事業者は予め、サービス提供にあたって利用者及びその家族にたいし当該サービスの内容 及びその費用について説明をおこない、利用者の了解をえます。

#### (利用者料金支払い方法等)

- 第10条 利用者は、サービス対価として、別途「重要事項説明書」の定める利用料金の金額を、月毎に支払います。
  - 2 事業者は、当月の利用料金の請求書を、翌月の15日までに利用者又はその家族にお届けします。
  - 3 利用者は、当月の当該利用料金額を、翌月末日までに事業者に支払います。
  - 4 事業者は、利用者から利用料金額の支払いを受けたときは利用者に領収書を発行します。

#### (契約の終了)

- 第 11 条 利用者は 14 日間の予告期間をもって文書で事業者に届け出ることにより、この契約を解除できます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が社会通念を逸脱した行為をおこなった場合
  - (4) 事業者が破産した場合
  - 2 事業者は利用者が次の事由に該当する場合、30 日間の予告期間をもって利用者にたいして その理由を明示した文書で通告することにより、この契約を解除できます。
    - (1) 利用者が事業者に支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納し、事業者が支払期日を定めて再三催促したにもかかわらず、その支払指定期日までに当該利用料金の支払がなされなかった場合
    - (2) 利用者が、この契約を継続しがたいほどの背信行為をおこなった場合
  - 3 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は存在しないものとします。
    - (1) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
    - (2) 利用者が医療施設、介護保険施設に入院または入所した場合

#### (3) 利用者が死亡した場合

#### (損害賠償)

- 第12条 事業者は、サービス提供による事故が発生した場合には、静岡市、利用者の家族、利用者 に関わる居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じます。
  - 2 事業者は、サービス提供するなかで、この契約の条項に違反し、もしくは事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害をあたえた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

# (情報の保存並びに開示)

- 第13条 事業者は、利用者にたいするサービス提供に関する書類等を整備し、それをこの契約終了 後2年間保存します。
  - 2 事業者は、利用者又はその家族からの申し出があれば、サービス提供に関する書類等を開示します。

# (居宅介護支援事業者等との連携)

- 第14条 事業者は、サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者、医療保健サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
  - 2 事業者は、サービス提供終了(解約の場合も含む)に際しては、利用者又はその家族に対して適切な説明・助言等をおこなうとともに、その終了の旨を速やかに居宅介護支援事業者等に連絡・報告します。

#### (苦情処理)

- 第15条 利用者又はその家族は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも 別途「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができ ます。事業者は、苦情が申し立てられた場合、迅速かつ誠実・適切に対応するとともに必要 な措置を講じます。
  - 2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合にも、これを理由として利用者にたいし一切の差別待遇はしません。

#### (裁判管轄)

第 16 条 利用者及び事業者は予め、この契約に関して、やむをえず訴訟となる場合は、利用者の所 在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

#### (その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関連法令に従い、利用者および事業者は信義に従い、誠実に協議して決定します。

# 【契 約】

以上の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、利用者および事業者が記名押印のうえ、 それぞれが各一通を所持します。

※本契約書に記載された事業者の氏名、職員数等は契約日現在のものであり、契約期間内に変更される場合があります。その場合、自動的に変更事項を読み替えて、本契約を有効とします。ただし、営業時間や利用料金の変更など利用者に重要な影響を与える事項の変更がある場合には、同意書をもって契約改定とさせていただきます。

契約日 20 年 月 日

# 【利用者】

本契約書に記載された「通所介護・第1号通所事業(通所介護相当サービス) 重要事項説明書」、「個人情報使用に関する説明書」、及び本「契約書」にもとづき、事業者から通所介護サービスに関する説明を受け、それらに同意しましたので契約します。

利用者	住所	Ŧ	_	_	静岡市		
	氏名					印	
	電話						
代理人	住所	Ŧ	_	_			
	氏名					印	
	電話						

# 【事業者】

本契約書に記載された「通所介護・第1号通所事業(通所介護相当サービス) 重要事項説明書」、「個人情報使用に関する説明書」、及び本「契約書」にもとづき、利用者に通所介護サービスに関する説明をおこない、その了解・同意をえましたので契約します。

なお、利用者および家族の個人情報使用に関しては、同「説明書」に記載するところを遵守します。

事業者 所在地 〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目69番地

名 称 特定非営利活動法人クリエイト静岡

理 事 長 遠山 陽一朗 印

施設名 よいち友遊デイサービス 事業所番号 2274201454 所在地 〒420-0949 静岡市葵区与一3丁目5-66 電 話 054-205-1050

事業所管理者 海野 貴子

生活相談員 海野 貴子・森口 富美江・武田 京子

説明者